

司法書士による

高齢者 よろず電話相談会

相談料無料

(通話料はご自身の負担となります)

平成30年

11月21日(水)
10:00~16:00

面接による相談会も
同時開催

ただし、事前の予約が必要です。
お申込みは、下記「宮崎県司法書士会」まで。

※聴覚障がいなどにより電話相談ができない方は面接による相談会をご利用ください。

平日のみ
相談用
電話番号

0985-23-6399

※1回の相談時間は30分間

対象 高齢者・ご家族・高齢者の
生活支援に携わる方々に対する相談支援
具体的には、高齢者、高齢者のご家族、高齢者の施設職
員の皆様・介護関係のお仕事をされている方で高齢者
の法律問題について悩みを抱えている方。

※法的問題を抱えているのに、認知機能の低下によ
り自ら法的支援を求めることができない方々を対象
に、法テラスでは出張法律相談を実施しています。
資力が一定の基準内の方は無料です。施設職員等
支援者の方からお申し込みいただけます。
今回の相談会でも、この制度のご案内ができます。

相
談
内
容

- 成年後見制度について
- お金の管理に関する問題
- 空家の管理をどうしたらよいか
- 遺言の方法について
- これって虐待?
- 悪徳商法について
- 借金の問題
- 生活保護の問題
- 相続手続きについて

※ご相談内容は、
司法書士法
第3条に定めら
れた範囲に限り
ます。



本相談会に関する
お問い合わせ先

宮崎県司法書士会 0985-28-8538

※このお電話で相談をお受けすることはできません。